建築基準法第43条第２項第一号の認定申請の手続きフロー

花巻市建設部建築住宅課

申請者

1. ②

相談受付

調査・計画・相談

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定可能要件・認定基準確認

③

実施計画

④　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤

事前相談票

事前協議・審査

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　相談票提出から１４日程度

⑦　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑥

判　定

認定申請書

　　　　　　　　　　　　　見込み有

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定対象可否判定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑧

受理・審査

※認定申請書は正副２部提出

※認定手数料27,000円　　　　　　　　　　　　　　申請から7日程度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑨

確認申請

認定手続き

認定書の交付

※認定書の写しを添付する。

①調査・計画・相談

建築基準法第４３条第２項第一号認定の適用について、具体的に敷地の調査及び計画をしてから、事前相談票を提出する前に建築住宅課の窓口若しくは電話にてご相談下さい。

④事前相談票の提出

事前相談票に記載してある資料を添えて正本１部を提出して下さい。

⑤事前協議・審査

道路の取扱いの判定、及び認定申請の提出に先立ち、その内容について事前協議・審査を行

うものです。

⑥判定

本市の法第４３条第２項第一号の適用方針を判定します。判定が終わりましたら、電話でご連絡します。

⑦認定申請書の提出

事前相談票の提出後、担当者の指示等を確認した後に、認定申請して下さい。認定通知書の発行までにかかる審査期間は、通常７日程度です。

認定申請書は、建築基準法施行規則に定められた様式（第４８号様式）に、下記の添付図書をA４版に折り込んで添付し、正副２部を提出して下さい。認定申請書の様式は、花巻市のHPからダウンロードできます。

・付近見取図　避難安全上有効な道（空地）等の形状及び周辺の建物の建ち並び状況が分かるものに、申請地を赤くマーキングして下さい。図面の上を北とし、申請地をなるべく中央に表示して下さい。

・配置図 避難安全上有効な道（空地）等から、法第４２条に定義される道路までの様子を記載して下さい。図面の上を北とし、避難安全上有効な道（空地）等をなるべく全幅・全長に渡って明示して下さい。

・各階平面図 図面の上を北とし、部屋の名称等は最小限の表示として下さい。

・立面図 避難安全上有効な道（空地）等を道路とみなした道路斜線を記載して下さい。２面以上を記載し、最高の高さ及び軒の高さを記入して下さい。

・承諾書 省令第１０条の４の２第２項に該当する場合に添付して下さい。

・その他 公図の写し、現況写真、敷地と建物の求積図を添付して下さい。

注意事項

・認定は認定申請に係る建築物に対しての認定ですので、同一敷地内で増改築や再建築を行う際には、再度、認定を受ける必要があります。